## 2017 年度 聖学院大学総合研究所

競争的資金獲得・コンプライアンス促進のための研究会 兼 聖学院大学研究校正委員会 主催公正な研究活動の推進におけるコンプライアンス教育研修会 「公的研究費の適切な使用について」報告



講師:河野和可子氏(左上段)

2018年2月14日、ヴェリタリス館教授会室において、講師に河野和可子氏(新日本有限責任監査法人 マネージャー 公認会計士)を招致し、2017年度「公正な研究活動の推進におけるコンプライアンス教育」研修会が開催された。司会には副学長であり本研究代表である平修久先生(研究公正委員会統括責任者)があたった。

この研修会は、競争的資金を受給するにあたり、独立行政法人日本学術振興会の交付申請・支払請求手続きの中で、「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」について科研費電子申請システム上で研究代表者に確認・誓約を求められており、その確認・誓約においては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)の内容を踏まえ、研究代表者・研究分担者が理解すべき内容の確認をするとともに、科研費を受給する研究代表者・研究分担者には、「科研費の使用について不正な使用や不正行為を行わないこと」について新東していただくこと、また、「所属する研究機関の取扱に従い研究倫理教育の受講等を行ったこと」等について確認・誓約するこ

ととなっている。また例年、文部科学省へ提出する「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストと、体制整備等自己評価チェックリストにも定められており、研究機関として全研究者に対する教育が義務付けられている。

研修会では、河野氏により公的研究費の適切な使用について、あらためて以下の二点を柱に説明がなされた。第一点として、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」において、どのようなことが研究費の不正使用にあたるかを共有するために説明がなされた。第二点として、実際の事例に基づきどのようなことに気を付けなければならないかを解説いただいた。

第一点においては、ガイドラインにおける不正 の定義をもとに、交付決定内容やこれに付した条 件に違反した使用具体例として、①預け金、②架 空人件費(謝金)等によるプール金、③架空旅費 交通費、4)不適切支出 (期ズレ)、5)不適切支出 (分 割発注)、などが説明なされた。次に独立行政法人 日本学術振興会発行(平成28年8月版)の「科研 費FAQ」の一部を利用し、科研費執行の基礎説明 がなされ、不正が生まれる3要素(不正トライア ングル:動機、機会、正当化)に陥らない注意と、 不正を正当化してはならないことが促された。河 野氏は最後に、不正事例と文部科学省による研究 費不正使用処分事例を説明し、「金額の大小ではな く、一度不正が発覚されると、本人だけでなく、 組織の信頼が失われ、応募資格は最大10年停止さ れる場合がある」と、不正使用した研究者に対し 厳しい措置が講じられていると締めくくった。

研修会最後に、受講者全員に対し研修会理解度 チェックと、「公的研究費の適切な使用について」 の誓約書を提出いただいた。この研修会を受講し、 理解し、遵守誓約した研究者のみが、次年度の競 争的資金公募権利が発生するものである。

(文責:木下 元 [きのした・はじめ] 聖学院大学 大学事務局学術支援部部長)